

伊勢国の荘園 (一)

一 智積御厨

稲本紀昭

はじめに

三重県の荘園は、伊勢国大國荘・寛丸名、伊賀国玉滝・黒田荘等の研究には豊富な成果が蓄積され、日本古代・中世史解明に多大な役割を果して来た。しかしながら、これら一部の著名な荘園をのぞけば、その他の荘園（御厨・御園）については、二、三の研究が行なわれているのみで、ほとんど放置されているのが現状である。^①この原因は、史料によるところが大きいのであろうが、伊勢・志摩・伊賀の中世政治史の研究が、南北朝期の南伊勢・伊賀に集中して、佐藤進一氏の鎌倉・南北朝期の守護研究をのぞけば、その他の地域が放置されたままであるという状況と対応しているように思える。言うまでもないことではあるが、荘園を研究するには、これをとりまく政治過程が明らかにされなければならない、逆に政治過程は一荘園の研究によって明らかにされる部分がある。この小論においては、政治史の構築を念頭におきつつも、これは筆者の能力をはるかに超えたことであるので、まずは比較的史料に恵まれ、依拠すべき研究成果もある荘園を対象とすつつ、伊勢国の荘園の特徴の一端でも明らかにしたいと思う。

一、概略

△概略▽

智積御厨は、現四日市市智積を荘域の中心とし、伊勢神宮内宮を本家、中御門家を領家とする御厨である。この御厨に関しては、伊藤信氏「名解体期の階層分化と名主層の性格」^②の研究がある。氏の研究は表題の示すごとく、長祿二（一四五八）年の智積御厨年貢帳を素材として名主層の性格を分析されたものであるが、いまだ若干の問題が残されているようである。ここではこの御厨に関して包括的に述べてみようと思う。

△成立▽

智積御厨の初見史料は文永十二（一二七五）年二月の荒木田章氏等申状^③（A文書とする。）と、同年と推定される同じく荒木田章氏等申状である。^④（B文書とする。）

A・B両文書の内容は後にふれるとして、ここでは成立の問題に絞ってみたい。成立経緯の手掛りを与えてくれるのはB文書に「当御厨者、上分拾斛、口入米式拾斛也、而本口入所前々四祢宜公俊神主」（傍点筆者、以下同じ）とある箇所、公俊神主の口入によって内宮領御厨として成立したことが判明する。この四祢宜公俊は「神宮典略」所収「内宮祢宜年表」によると、仁平三（一一五三）年八月、父経仲の譲りをうけ、九月五祢宜に補任され、永暦元（一一六〇）年、四祢宜、仁安二（一一六七）年、辞、建久四（一一九三）年十月卒とある。

このいつの時期に口入を行ったのかもより確定することはできないが、ちなみに、建久三年八月の「伊勢大神宮神領注文」^⑤にはその名がみえず、同三年六月三日の奥付がある「皇太神宮年中行事」にも見えない。「神鳳抄」では「以上御費上分沙汰」項目中に記載されている。旧内宮文殿本「神鳳抄」では朱点か、黒点か、いまだ確かめておかないが、その口入の時期を建久三年末より同四年始の頃と一応考えておく。右のごとく、公俊の口入によって、建久三より四年頃成立したと思われるのであるが、その寄進主体についてはA・B史料とも何も語らなく不明であるが、これについては次章でふれることにしよう。

二、伝 領

△本 所▽

本所が内宮であったことは、すでに述べたことであるが、その得分^⑥は上分米は十石であった。中世末まで内宮は本所としての地位を維持しつつけたのであるが、上分米は時代の推移とともに減少の一途をたどっている。「神鳳抄」では「内宮 百八十丁 十石 (口) 入加地子「二十石」(卅石)^イ」とあり、文永十二年段階と同数値が記載されている。長祿二年の智積御厨年貢帳では「公方御年貢内下物分」として、

加地子上分并口入上分二分^ニ

七石三斗

正御上分三石三斗五升

小上分四石五斗^⑦

とみえている。この年貢帳は後に委しくふれるが、御厨全域をおおう

ものでなく、従ってこの時期の上分、口入米の全量を示すものではない。康正三(一四五七)年、口入所雜掌光長が、「当時小笠原殿御代官、号闕所有限上分米并口入米、依無沙汰神役令闕如」と訴えており、右の年貢帳に記載されない上分米もあったと思われる。しかし、その後、十五世紀末になる「内宮年中神役下行記」には、「智積寺、一石、代々新薬師寺祈祷料」とあり、「内宮近代神領納所記」、「享徳元年序宣注文」などには「二石 代々新薬師寺祈祷料」^⑧とあり、時代は降って、天正十一(一五八三)年作成の「内宮神領本水帳」では、「四貫六七〇文」と、数値は多少の上下はあるが、十五世紀末には「御厨」としての実質は甚々心細いものとなっている。

△給 主▽

口入所^⑨給主については、A・B文書によれば、公俊は口入米二十石を二分し、十石分を次男権祿宜清満に譲った。その後、清満の後胤経時神主がこれを伝領したが、彼は僧連導をして「領家預口祈祷」のため、「以便宜神官、可令致忠勤之旨」を書き置き、これを譲った。この便宜の神官として連導の猶子であった経盛神主の子経世がなった。他方、嫡子分十石は、章氏の主張によれば、数代達乱なく相伝し、章氏以下面々が知行するところである。ところが経盛・経世父子はこの嫡分を「寄事於僧尼知行」せて押取らんと領家を掠奪そうとしたが、領家より「任先傍例、依道理、可治定之旨」、御奉書が下された。かかるに、彼等の猛威を恐れて、「公文所之人、難執申」ため、領家に直訴する次第である、ということになるか。この相論の結果は明らかでなく、またこの後嫡・次男分がどのように相伝されたかも不明で

ある。わずかに前掲康正三年の「氏経卿引付」に「口入所雜掌・光長」の名がみえるのみである。^⑩

△領家△

A・B文書に「領家」が存在し、しかも荘務権は領家が掌握するところであったことは明らかであるが、ここではその名前は不明である。これを明らかにするものとして「田中教忠氏所蔵文書」中に次のような文書がある。行論の関係上全文を引用する。(なお便宜上、(イ)〜(ウ)を頭書した。)

(端裏書)

「智積御厨文書 定祐預状 貞治五十三」

合

- (イ) 一通 繪旨正文 貞治五年五月十八日
- (ロ) 一通 御系図案文
- (ハ) 一通 冷泉局御讓状案文 文永九年十月十五日
- (ニ) 一通 開闢匡遠目文案文
- (ホ) 一通 公行卿御讓状正文 元応二年七月一日
- (ヘ) 一通 院宣正文 元亨元年四月廿四日
- (ト) 一通 繪旨正文 正中二年八月十三日
- (チ) 一通 繪旨案文 嘉暦三年四月廿七日
- (リ) 一通 繪旨正文 嘉暦三年五月廿九日
- (ヌ) 一通 繪旨正文 嘉暦三年六月十五日
- (ル) 一通 氏女あくり御前御讓状 嘉暦三年五月廿日正文
- (ヲ) 二通 繪旨案文 嘉暦三年十月十二日
元弘三年六月十三日

(ワ) 一通 故中納言家御讓状正文 建武四年八月十一日

己上

右為武家御沙汰、所申預之状如件

(一三六六)
貞治五年十月三日 法眼定祐(花押)

この目録にあげられた文書の中、幸いなことに、(イ)・(ホ)・(ヘ)・(ト)・(リ)・(ル)・(ワ)は「口宜繪旨院宣御教書案」(以下「御教書案」と略記する。)に含まれ、(ヌ)は大日本古文書「醍醐寺文書」一巻二七一・二七三号文書として残っている。(但し、「醍醐寺文書」は年欠である。)まず(ホ)文書をとりあげ検討しよう。「御教書案」から該当する文書を掲げる。(変体仮名は改めた。)

讓渡、伊勢国智積御厨事

右この所ハ、冷泉局文永の讓状ニ一期の後ハ、故中將入道ニ讓へきよしねんころにかきのするうへハ、其次第子細あるへからさるニ、早世のあひた其子あくり御前ニ(森)生もり二郷、三位には(衣比原)多ひハら二郷、大納言あさり了覚にハこハやし、にハ田ニかう、かやうニわけて智行せらるへく候、いこねにハあさりとあくりとのふちにて候へく候、かやうニ申おくとほりたれくもたかへらるへからす状如件
(一三二〇)
元応二年七月一日 判

- 右文書の「判」の主が公行卿であることが目録によって明らかとなる。この内容を要約すれば次のようになる。智積御厨は、
- (一) 冷泉局より、文永年間、公行が一分分として譲られた。
 - (二) 一期の後には中將入道へ譲るべしと冷泉局讓状にあった。
 - (三) しかるに、中將入道は早世したので、その子供達

(イ) あくり御前に、瓜生、森二郷

(ロ) 三位に、衣比原(上・下)二郷

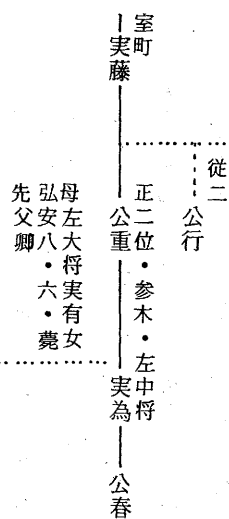
(ハ) 了覚に、小林、庭田二郷

(ニ) いこねは、あくり、了覚二人が扶持すること。

以上である。これによって(イ)文書、冷泉局議状は現存しないが、その内容のおおよそはうかがいうる。当御厨は冷泉局一公行一あくり・三位・了覚へと伝領されたことが判明するとともに、文永十二年の「領家」は公行卿であったことがわかった。

では右に登場する人物をより委しくみてみよう。その手掛りとなるのが「三位」なる人物である。「御教書案」に正中二(一一三二五)年十月十一日付の後醍醐天皇諭旨案があり、その内容は「伊勢国智積庄内瓜生、森両卿事奏聞之処、室町三位不叙用勅裁之条、事実者不可然、早止其妨、可全所務之由、可令伝仰藤原氏女給之旨」と、藤原氏女(あくり御前であろう。)と室町三位との相論について藤原氏女に安堵したものであるが、この室町三位が右の三位と同一人物であることは容易にわかる。そしてこの室町三位が、後年、嘉吉二(一一四四二)年の大日寺と中御門家の相論をめぐって出された後花園天皇諭旨案にみえる(「大日寺称有室町三位季行卿寄進状」)室町三位季行と同一人物であることも異論のないところであろう。季行を「公卿補任」によって委しくみると、正和元(一一三二二)年、従三位、非参議、入道従二位公行卿男、母従三位藤原家卿女、初名実為、実綱、さらに改名して季行、元徳元(一一三二九)年、従三位・非参議の地位で出家、五十七才。他方「尊卑分脈」では「実為」の名で掲げられ、「実藤卿息也、

始為公重子、依彼卿早世、相統実藤卿跡」とあり、父親が両書では異なっている。「尊卑分脈」の系図を掲げると、「一」内は筆者が補なう。)



「あくり」大納言阿闍梨了覚

右系図によって、早世した故中将入道が誰であるかはつきりする。季行の父公重に比定されるのである(公行議状から、季行は公重の子であり、父を公行とする「公卿補任」、実藤とする「尊卑分脈」共に誤り)。この公重は「公卿補任」によると、弘安八年、三十才、従二位、参議左中将、越前権守で、五月十七日出家、六月六日逝去している。そして、公行こそは、その庶兄にあたる人物であり(ちなみに、弘安八年、彼は四十三才、正三位、非参議であった。)、
「公卿補任」には「前権大納言正二位実藤卿男、母前大外記師朝女」とある。では、彼、公行に一期分として当御厨を譲った冷泉局とは誰であろうか。未だ確定する史料を見出せないが、最も可能性の高いのは彼の母大外記師朝の女であろう。ひとまずそのように推定しておく。
次に(ハ)氏女あくり御前議状をとりあげる。
「御教書案」中該当する文書を左に掲げる。

ちしゃくのミくりやハさうてんのところにて候、うりう、もり、に
はた、こはやし四かうハたうちきやうにて候、のこりのかうくお
もとり御さた候へく候、少将殿、又いてきて候ハむ人にも御はから
ひ候へく候。わけてゆつらせおハしましませ候、このうち、
りけうミヤウ、衾きミヤウハ、ないしとのの宮の御かたへ御一この
ほとゆつりまいらせて候にハ、御ハんをすゑられあれハ、しさいあ
るましく候、うりう、もりのちよくさいにあつかり候しハしめより
もんしよともくしてまいらせ候へく候、さりともことさらかやうに
かきてまいらせ候あなかしく。

藤原氏女あくり御せん

かりやく三ねん五月廿日

判

内容を要約すれば、

(一) 瓜生、森、小林、庭田四郷とその他の郷を少将に譲る。

(二) ただし、理教、衾宜名は一分分として、内侍宮の御方に譲る。

(三) 今後、生れる子供達にも分譲すること。

となろうか。この讓状で注目されるのは、かつて了覚に譲られた小林、
庭田郷があくりの手に帰していることである。おそらく、了覚の死に
よつてであろうが、その具体的な経緯は明らかでない。また、その他
の郷がいずれを指すのかも不明であるが、先に少しふれたように、一
方では瓜生、森また庭田・小林（「醍醐寺文書」二七三）をめぐつて
季行と相論中ではあるが、あくりの時、了覚分も合わせ、その所領を
拡大していることを確認しておこう。さて、ではこれらを譲られた「
少将」とは誰であろうか。この手掛りはあくりという女性にある。あ

くりに関する史料を「御教書案」から二、三摘記すると、

(a) 元亨元（一二三二）年四月廿四日、繪旨、公行卿去年七月一日讓
状に任せて安堵の旨、「被伝仰藤原氏女」

宛先、大蔵卿

(b) 同三年四月日 公行讓状

「中御門女房の分ハ、元応二年七月一日乃ゆつり状のおもむきさ
うるあるましく候」

(c) 正中二（一二三五）年八月十三日、繪旨、瓜生、森郷安堵の旨、

「可令伝仰藤原氏女」

宛先 中御門宰相

(d) 嘉曆三年五月廿九日、庭田、小林両郷地下濫妨停止、所務を全

くすべし

宛先 新藤中納言

右によつてあくりが藤原氏女、中御門女房とも呼ばれる人物であるこ
とがわかる。ついで宛先である大蔵卿、中御門宰相、新中納言が誰を
さすのか、「公卿補任」で調べると、元亨元年時の大蔵卿は参議正三
位中御門冬定であることが判明する。彼は嘉曆三年三月十六日に権中
納言に任ぜられており、この新中納言も冬定である。以上から、あく
りは元亨元年以前、中御門冬定と婚姻を結んでいた事実が明らかとな
る。ふたたび「少将」なる人物に問題をもどそう。結論から言えば、

この少将は冬定とあくりの間に所生したと思われる宗兼を指している。
「公卿補任」で宗兼をみれば、嘉曆元年四月廿二日、左少将、同二年
四月八日、中宮権進、同六月八日、遷右少将、同三年六月十三日、左

衛門佐、とあり、当時右少将であった。すなわち、智積御厨の主要部分は中御門宗兼に譲与されたのであった。かくて、中御門家領智積御厨が成立したのである。

最後に、その後の伝領についておこう。延元元（一三三六）

年十月一日この年八月、光明天皇が即位し、十一月、建武式目が制定され、室町幕府が成立するといった政治的大変動が生じた年であるが、光明天皇繪旨によって、「庭田、小林等野、衣比原上下郷等、

付惣御厨」して侍従宰相宗兼（この年二月二日、任参議、五月十六日兼侍従）に安堵されている。¹⁶先に季行に譲られた衣比原も、やはりこの

場合もその経緯は不明であるが、宗兼の手に帰し、これによって智積御厨全域を中御門家が知行するところとなった。ところが、突然、

中御門家に危機が訪ずれることとなる。建武四年二月十七日、嫡子宗兼が武家により斬殺されるという事件が勃発した。¹⁷この事件の原因は

はっきりしないが、その四日後の二十一日、前参議徳大寺公量、中院親光が、幕府より逮捕される事件があり、あるいはこれと関連するかもしれない。「尊卑分脈」には「天下依有事」と記載されており、い

ずれにしても政治的背景を持ったものであった可能性が濃い。老境にさしかかった冬定にとっては、おそらく心痛の至りであったろう。それ

からの六ヶ月、中御門家にとってどのように事が推移したかは、わからないが、八月十一日、冬定は三通の譲状をしたため、その六日後、

卒した。この中、二通は庶長子右少将宗重にあてたもので、¹⁸中御門家

地以下遠江国小高下御厨、伊勢国昼生中下両庄等の庄園、楽器、本譜等を、「一期之後者」は冬家（宗泰）に譲るべしと定めている。残り

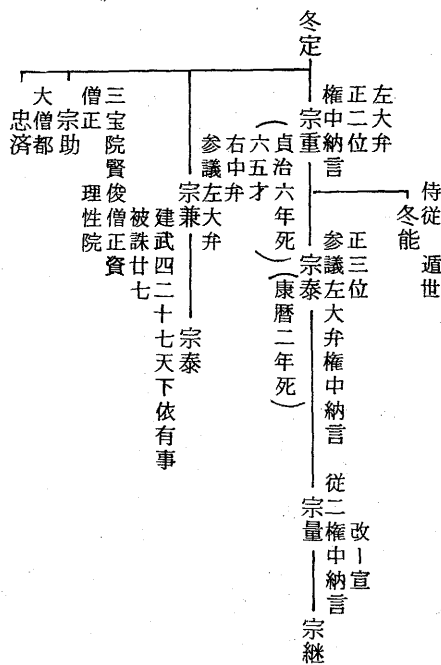
一通は、「御教書案」に収められているもので、

遠江国小高御厨内仏乗寺、伊勢国智積御厨等、譲与小童黒房也、知行不可有相違、但一期之後者、可返于嫡流、更不可有依違之状如件

建武四年八月十一日 正二位藤原 在判

と、当御厨を黒房にやはり一期分として譲与したものである。ここで

「尊卑分脈」から中御門系図を示せば、（ ）内は筆者。



右譲状でいう小童黒房は、後の理性院僧正宗助であるが、宗重に譲ら

れた所領等が、堀河右大臣以来の重代の所領であり、建武四年当時、

未だ冬定の管掌するところであったと推測され、その保持に問題がな

かったと思われるのに対して、智積御厨は宗兼の所領であるため、その維持にはかなり腐心したのではないかと想像される。黒房が賢俊に入室した時期は、不明ではあるが、尊氏、直義と密接な関係を持っていた賢俊に入室させたところに、冬定、もしくは遺族の腐心した姿

を想像するのは、あながちうがち過ぎではなからう。こうして庶長子宗重に宗兼の子宗泰を猶子として入れることによって中御門家は嫡流の維持をはかるとともに、所領等を将来その嫡流に付することで以て、当面の危機をのりこえたのであった。(宗重の嫡子と思われる冬能が遁世しているのも、何か関係があるのではないか。)

以上、当御厨は宗兼から一形式的には一冬定に、さらに理性院宗助に一期分として伝領された。その後、宗重は貞治六(一三六七)年、宗泰も康暦二(一三八〇)年卒した。この間、(イ)文書、後光厳天皇綸旨によって理性院法印宗助が安堵をうけ、武家御沙汰のため文書目録が作成されているのは、あるいは宗重との間に何らかの相論でも生じたのであろうか。応永五(一三九八)年、後小松天皇綸旨によって宗泰の子宗量(宗宣)は「智積御厨并中御門坊舎、可被致管領之由、可被仰下候也」^{①⑨}と御厨の管領が認められ、同十二年、宗助は、

譲与

伊勢国智積御厨事

右御厨者、当家累代相伝之地也、然宗助為一期領主、可知行之由、故中納言申置上者就嫡家頭中將、相副本文書、所返渡実也、更不可有他妨之状如件

応永十二年十月一日 理性院 前大僧正宗助 在判^{②⑩}

と、正式にこれを譲与した。この後、当御厨は中御門(松木)家に相伝されることになる^{②⑪}。

三、相 論

△大日寺▽

南北朝動乱の過程で、智積御厨の支配が度々脅やかされたことは「

醍醐寺文書」、『御教書案』中の文書で知られることであるが、ここでは、大日寺と嵯峨大慈庵との二つの相論についてとりあげてみよう。

大日寺は三重郡寺方村(現四日市市)にある禪寺で、『金沢文庫古文書』に度々その名がみえる。特に守護金沢氏との関係が深かったようで、鎌倉末期、將軍家御願寺となっていた^{②⑫}。智積御厨とも何らかの関係を持っていたことは、やはり『金沢文庫古文書』によって知られるところである^{②⑬}。この大日寺と中御門家(理性院宗助も含めて)間に前後四回相論が生じている。順次これをみて行こう。大日寺側の主張の根幹については、嘉吉二(一四四二)年の後花園天皇綸旨によってうかがうことができる。すなわち、「伊勢国智積御厨事、度々勅裁、院宣以下相伝支証之儀、被聞食軍、爰同国大日寺称有室町三位季行卿寄附状、動致贅訴之由」云々、而正中・嘉暦勅裁被棄捐彼三位濫訴之由、分明之上者、不可被用件寄進状、仍永令停止寺家競望」と季行の寄進状を根拠とするものであったが、それ故に敗訴をしている。しかし、先述したように、すでに鎌倉末期、大日寺が関係を持っていたことは明らかであるので、寺家側の主張も、全く根拠のないものではなかったと思われるが、その詳細は不明である。さて、第一回の訴訟は、康応元(一三八九)年に生じている。

伊勢国智積御厨事、大日寺前住并住持僧等連暑請文奏聞之処、称当院領之上者、自今以後弥於彼寺訴訟者、縱雖有申旨、永可被棄捐者也、此上者、令相伝領掌、可令抽御祈禱之精誠行之由

新院御気色所候也、仍執達如件

康応元年七月卅日 修理権大夫 判

謹上 理性院僧正御房^{②⑤}

訴訟の内容・経過等は不明であるが、この時大日寺側は訴訟を放棄する代償として御厨を請所化しており、宗助側と和与が成立したようである。三月卅日、大日寺は前任、当住等の連署の上、次のような請文を提出している。

請申 理性院領伊勢国智積御厨所務職事

一、不謂毎年損否、御年貢參百貫文運上

一、長日人夫老人可進沙汰事

一、天下一同諸国大損亡之時者、申下上使可有下地内檢事

一、地下沙汰人以下被収公之時、名田并隠田以下興行時者、上使相

共、遂実檢、被成得分、且又可有寺少得分、檢断已下事出来之時者、被注進、談合申、可被檢斷事、^{②⑥}

(以下略)

二回目は応永十七年に起きている。十月二日付、正公御寮宛、裏松重光書状によれば、大日寺は、此度は美濃入道^{②⑦}飯尾貞行に依って幕府に訴えているが、同十八年八月二四日の義持御判御教書は、「於大日寺者、出請文之上者、所停止訴訟^{②⑧}」と、先の請文が根拠となつて再び敗訴している。三度目は前掲、嘉吉二年の論旨にみえるもので、三たび敗訴している。最後は、厳密に言えば、訴訟そのものが受理されなかつたので、相論とはいえないが、「蔭涼軒日録」にみられるものである。文明十七(一四八五)年九月十四日条に「伊勢国三重郡智積御厨大日寺領也、^(義持)自勝定院相公御代松木殿押領、以代々御判支証等、雜掌僧持來、……伊勢之御母之吹嘘也」とあるが、同月二十日条には「

自鹿苑院到来伊勢国大日寺領不知行事、自伊勢守御母以伏可達上聞由、

被白之、^(貞誠)墨遣一行於伊勢右京亮方、可被露否之事可被尋汲古之由白之、

右京亮日、不及白汲古、大日寺雜掌兼白曰比事、不可叶由返答之、今又

如此白之、不審由右京被白^{云々}と、貞宗母、亀泉集証を通じて運動

を行なっている様子がうかがえるが、理そのものがなかつたとみえ、

貞誠によって冷たくあしらわれている。以上のような大日寺の執拗な

訴訟が行なわれた背景については必ずしも明らかではないけれども、

応永十七年は、後にふれるように、宗宣が智積御厨を大慈庵に売却し

た時にあつており、嘉吉二年四月は、前年義教暗殺後の、將軍空位

時代にあつてゐる。文明十七年は、やはり大慈庵との相論が継続中

であり、一方在地においては、峯彈正忠の押領という事態が生じてい

る時でもある。このようなことと関連しているのかもしれない。

△大慈庵▽

大慈庵は相国寺塔頭慶雲院の末寺で、康正二(一四五六)年から文明十八年まで相論が断続的に起つてゐる。この相論の原因は、松木宗綱の主張によれば、「けい雲院より申給候とて国をおさえ候、めいわく申つくしかたく候、この事は祖父むね量卿、さかの大し庵へ五十年をかきりてけいやくの事にて候、ねんき寛正元年にて候^{③①}」と、宗量(宣)が五十年季で売却したのであるが、他方、大慈庵側は、「昔松木家宗宣卿、為大慈庵之檀那間楓葉之時節、請待宗宣卿於大慈庵、酒宴半、宗宣卿云、宗量卿寄進状末見之、請許一見、即取出之供一覽、宗宣之云、為後代可寫置之、先可供賜、懷之帰、其後自寺家、雖請之逐不出、故寺家干今宗量之寄進状無之、……勝定院殿、普広院殿、当

御代御判并松木家完繩請文供台覽」と、宗宣が寄進をした事、義持以来の安堵状を得ている事宗綱の請文の存在を主張の眼目としている。康正二年六月十二日付、義政御判御教書は、「智積御厨年貢参分壹事、中御門侍従宗綱当知行」^②に任せて「嵯峨大慈庵違乱」を退けて安堵をしている。しかし問題はこれで結着がつかなかったようで、翌長祿元年十一月十九日付、奉行人奉書では「嵯峨大慈庵申加惣安堵、押領云々……既去年被成御判上者早退彼押妨人等」^③けと再び安堵を受けているが、「蔭涼軒日録」同日条では、真藁が、「嵯峨大慈院領松木殿違乱之事…、此件伺之、」とあり、十二月二十日条では「大慈庵…安堵御判之事」と大慈庵が安堵をうけているのである。この相論は、いずれにしても、宗綱の言う年季である寛正元年以前のことであり、大慈庵はこの年季明けを前にして、単なる年貢収納者から一步進めて、下地支配を計ったところにこの原因があるのではないか。しかも、幕府内部にこのような大慈庵の動きを支持する勢力が存在していたようである。^④この相論は応仁元（一四六七）年、再びひき起こされ、「寄釋於左右、嵯峨大慈院背契約之旨違乱」^⑤とみえている。三度目は文明十四年に生じており、「酬醒寺文書」六六六号として収められている案文中に、「此十通正文、依参分壹之事、慶雲院乱訴、文明十四年壬七月、飯尾加賀守許へ付置、為用意案文留之」とあり、「蔭涼軒日録」同十八年七月十五日条に、この時の奉行人意見状の内容が摘記されている。それによれば、「於寺家、宗量卿寄進状無之、則無蹤迹也、松木家五十年寄進」^⑥云々。是又無支証然者無蹤迹也」と大慈庵側の敗訴に終っており、翌十五年四月十一日付奉行人連署奉書によって宗綱が安堵をうけている。しかるに、同十八年、四

度、訴訟が生じている。「蔭涼軒日録」七月十二日条に、「慶雲院春英西堂来日、大慈庵領伊勢国智積御厨三分一事、一乱以来松木家押領、代々御判并支証数通持来、…支証十五通申状一通請取之」と集証を媒介して提起され、十五日等持院において義政の前で審理が行なわれている。この時の寺家側の主張は先に少しふれたごとくであるが、文明十四年の意見状に対し、松木家寄進状は宗継が返却しないこと、かつ、「雖然、勝定院殿之御判任寄進状旨」^⑦云々、然則、曾有寄進事、無其疑乎、為寺家之理、其正文寺奉行布施下野守遂不供台覽、以故寺家于今不知行也」というものであった。この時の訴訟は、前年に生じた奉公人、奉行人の対立から、布施英基の失脚に至る幕府内部の抗争と深く関係しているようであるが、その結果は明らかでない。^⑧

以上、中御門家は、十五世紀を通じて、大日寺、大慈庵との相論（あくまでも、それは領主間の相論であり、この背景には、在地の動きが予測できるが明らかにしえない。）に対応せねばならず、その上、三分一に知行地が減少するという事態に直面して、たえず不安定な状態におかれていたのであった。

四、長祿二年の年貢帳をめぐる

智積御厨の年貢帳は、長祿二年と延徳二（一四九〇）年作成されたもの二冊がある。ここでは前者について、二、三検討をしたい。この年貢帳は「智積御厨内御年貢帳之事」という内題をもち、十二月十三日の日付「大慈庵との相論が一応の結着がついたと思われる頃」があるが、作成者の記載はない。記載の仕方は郷名のない地域（御厨の中心地であろうか。）から、中村、桜、一色、森、平尾、上衣比原の順

になされておられ、農民数六九人、田積五二町一反三三六歩、畠地若干、屋敷を数える。この田積は「神鳳抄」にみられる百八十町の約三分一にあたっており、まさしく前述の相論の対象となった「三分一」に相あたるものである。ちなみに、鎌倉期にみえた庭田、瓜生、小林の地名はここではあらわれない。記載例をあげると、

一四郎丸名 宿野方分名代平尾道勢

公田老町老段 参斗代 此内小御年貢
峯方より出候

御〇佃老段 〇石代〇

出田五段 四斗代

己上老町 二段分米「六」石 斗
(参)

此内式貫四百文

両別兩度分 一石九斗二舛

定米 四石参斗八舛 此内一石五斗御年貢
(四)

同系代百文 小笠原方闕所

同地子五百文 夏秋兩度分 式百文ハ
峯方より出

此地子内式百文 小笠原方闕所

と名単位と、青蓮、四丁町、本別納、新別納などの名称を冠した散在田、未国名、五郎丸名など名を冠した散在田とに大別される。これらの散在田は六斗石代までの高斗代となっている。後半部分は「小公事物」として名ごとの公事記載がなされている。(後述)

第一表は名別に作成したものである。伊藤氏論文第一表と基本的に同じであるが、若干補訂してある。名は例であげたように、公田と出

田とから成りたち、この他佃が十二の名に割り当てられている。公田は三斗代、出田は四斗代、佃は石代である。これらを合計した面積は四郎丸名の一町七反から、衣比原東方善阿弥跡の一反一八八歩まで相当のバラつきがあるが、出田部分は一定の原則によって割り当てられていることがうかがえるのであって、一名当り四反余という、いわゆる均等名を志向していることが判明する。この年貢帳に記載された名は再編成された名であり、「名の解体」を論ずる場合、全庄の三分一ということを含めて、慎重な作業が必要であることを示している。

一方収納分は分米より、「両別兩度分」を控除したものが、「定米」として計上され、その他若干の名に系代等が賦課されている。両別兩度分は名にのみ控除されているが、何をさすのか、明らかでない。あるいは、「一公田内より一反二日充の日数をつき、京婦夫、京上之荷のおもさハ・八貫二百目、斗代田内より津公事何方にても候へ、一宿充にて候」とある夫役に対する給付であろうか。それはともかく、一名につき、一石九斗二升と均一に控除されていることに注意しよう。特にこの均一性は次の「小公事物」を検討することによって一層鮮明になる。記載例をあげると、

一四郎丸名 宿野方分 名代 四郎丸

絹口八舛 盆供米三舛 焼米代三舛三合

名七十文、二反三文 節料五十文

山の芋寸一 名吉代卅二文 薦二枚

これを第一表の名の番号と照応させてまとめたものが第二表である。この表については余り多くの説明は要しないであろう。①〜⑧までは

第 1 表

	主 名	名	公 田	佃	出 田	計	分 米	兩別兩度分 (代米)	定 米	糸代	備 考
1	宿野方名代尾道勢	四郎丸	丁 反 步	1反 步	5反 步	丁 7反 步	石 3斗 升 合	石 9斗 升	石 3斗 8升 合	100文	小笠原方1石5斗關所
2	中村道泉	檢校	5		3	8	2 7	1 9 2	7 8		
3	中村教蓮大夫	内人	4 半		4 290	9 100	3 7 7	1 9 2	1 3 5	100	6斗宿野方
4	桜善仏八郎左工門	後家	7		4 290	1 1 290	4 0 2	1 9 2	2 1		
5	森 淨 珎	乙房	5		4 290	9 290	3 4 2	1 9 2	1 5		
6	高角淨蓮左工門分 善仏大夫	太郎大夫	9	252	4 298	1 4 190	5 3 2	1 9 2	3 4		
7	平尾淨徳・源阿弥	光太郎	1 1	半	4 290	1 6 110	5 7 2	1 9 2	3 8		
8	平尾 覺 照 兵 衛	新大夫	7	1	4 70	1 1 (?)	5 6 7 7	1 9 2	4		1石2斗小笠原關所
9	中村善教六郎大夫	弥平子半名	4 半	半	2 100	7	2 7 6	9 6	1 8		
10	宿野方名代 桜正密四郎兵工	弥平子半名	4 半	半	2 100	7	2 7 6	9 6	1 8		
11	北桜妙道大夫 一色妙願兵工	駿河半名	5		2 60	7 60	2 3 6	9 6	1 5		7斗5升 妙道 7斗5升 妙願
12	妙 願	平松	2 大		1 260	4 140	6 4 (?)	6 4	8		
13	宿野方 森与三工門	平松半名	1 小		288	2 48	7 2	3 2	4		
14	下衣比原 平左工門・善幸太郎	惣三郎	7	大	3 19	1 0 288	4 7	1 2 4	2 7 6 7		
15	下衣比原孫太郎分 妙願	惣三郎	5	小	1 252	7 12	2 5 1 3	6 8	1 8 3 3		
16	平尾性幸左工門	菊王	2 60		2	4 60	1 4 5	9 6	4 9		
17	平 尾 道 幸	松太郎	9		4	1 3	4 3 3	1 9 2	2 3 8		
18	森 祢 宜 大 夫	祢 宜	1 半		1 75	2 255	9 3	4 8	4 5	50	
19	桜善仏八郎左工門	祢 宜	1 半		1 75	2 255	9 3	4 8	4 5	50	
20	下衣比原 善幸太郎・善幸孫太郎	善 願	9	1	4 290	1 4 290	5 6 2	1 9 2	3 7		
21	高角淨蓮左工門	松太郎	1 120		240	2	6 6 5	2 66	4		
22	野尻方名代善仏大夫	光 安	8	1	4 半	1 3 半	5 2	1 9 2	2 4 8		
23	野 尻 方	是 吉	1	60	半	2 240	9	4 8	4 2		
24	宿野方名代 森与三工門	理 教	6		4 290	1 0 290	3 7 2	1 9 2	1 8		
25	衣 比 原 北 方	上 福 益	1		1 188	2 188	9 0 8	2 08	7	100	
26	衣 比 原 東 方	善阿弥跡	1		188	1 188		2 08	3		
27	衣 比 原 北 方	曾 井	1 0		4 298	1 4 298	4 9 2	1 9 2	3		
28	黒田方名代神田主計	垣 風	1 1	1 半	5	1 8 半			7 2	100	
29	黒 田 中 務 方	自 名	1 2 半		3	1 5 半	4 9 5	1 9 2	3 0 3	100	
30	出雲方・桜方兩人 名代妙願	下 福 益	2 小		1 144	3 264	1 2 6	5 2	7		

第 2 表

	名	絹口	盆供米	焼米代	名	二反	節料	山の芋	名吉	薦	備	考
1	四郎丸	8 升	3 升	3升3合	70文	3文	50文	寸一	32文	2枚		
2	檢校	8	3	1 5	70	3	50	寸一	32			
3	内人	8	3	3 3.5	70	3	50	寸一	32	2		
4	後家	8	3	2 1	70	3	50	寸一	32	2		
5	乙房	8	3	1 5	70	3	50	寸一	32	2	公事半分小笠原方	
6	太郎大夫	8	3	2 7	70	3	50	寸一	32	2		
7	光太郎	8	3	3 3	70	3	50	寸一	32	2		
8	新大夫	8	3	2 1	70	3	50	寸一	32	2		
9	弥平子半名	4	1.5	1 5	32	3	25	寸半	16	1		
10	弥平子半名	4	1.5	1 5	35	3	25	寸半	16	1		
11	駿河半分	4	1.5	1 5	35	3	25	寸半	16	1		
12	平松	2.7	1	8	24	3						
13	平松半名三分一	1.3	0.5	3								
14	惣三郎	8		2 1	70	3			12			
15	惣三郎		3			3	50		16			
16	菊王	4	1.5	6	35	3	25	寸半	16	1		
17	松太郎	4	1.5	1 3.5	35	3	25	寸半	16	1	半名小笠原方關所	
18	祢宜	2	0.75	7.5	18	3	12	寸半	8			
19	祢宜	2	0.75	7.5	18	3	12		8	1		
20	善願				70	3	50	寸一	32	2		
21	松太郎	1.33	1	4	12	3	8		5			

焼米代の不均等を除けば（検校名の薦は記載もれか）、公事は全く均一である。これは第一表の「兩別兩度分」、「出田」の均等さと照応しており、この八名が「完全な」名であることがわかる。⑨・⑩の弥平子半名はその名の通り合計すれば一名となる。以下⑪駿河名も半名、⑫・⑬の平松名は合計して半名、⑭・⑮惣三郎名は計一名、⑯菊王名は半名、⑰松太郎は備考に「半名小笠原方關所」、⑱⑲称宜名は計半名となる。この原則に合わないのは⑳善願名、㉑松太郎であるが、これは収取者が異なるためと考えられる。⑳㉑までの右の結論を再び第一表にあてはめれば、①㉑と同じ結果が得られる。以上のようにこの年貢帳に見られる「名」は公事物収取を基本として編成された均等名であることが明らかとなった。そして、小公事物の記載がない㉒以下の名も、①㉑と同じく均等名であったことは「兩別兩度分」「出田」の数値を二乃至四倍すれば容易にわかることであって、小公事物が記載されていないのは収取者が異なるためであることが推測される。これは三分割が必ずしも地域割によって行なわれたものでないことを示していよう。しかしながら、このような均等名体制がいつ成立したか、という重要な問題については、これを推測する手掛りさえ得られないでいる。次の課題としたい。

ともあれ、伊勢国における均等名庄園の事例を新たに一つ付け加えることができたのである。³⁷

おわりに

残された課題は多い。とりわけ貴重な庄園絵図について言及することができなかつたことを始め、³⁸守護・赤堀氏らの守護被官・関氏・峯

氏を中心とする在地をとりまく政治状況については全く視野に入れることができなかつた。今後の課題としておきたい。

注

- ① 醍醐寺領曾祢荘は著名な庄園であり、この荘関係の史料は古代、中世史研究によく引用される。にもかかわらず、本格的にとりあげられることがなかつたためであろうか。その所在地について、竹内理三氏編『庄園分布図』上では安濃郡安濃町曾祢に比定され、西垣晴次、松島博氏『三重県の歴史』図表、平松令三氏編著『郷土史辞典 三重県』も同じ誤りを踏襲されている。弥永貞三・谷岡武雄氏編著『伊勢湾岸地域の古代条里利』では今後の課題としながらも（一一七頁）安濃郡条里十一条五里の地点に求めようとされている（一〇六頁）。これらの誤りがそのまま、平山浩三氏の「一國平均役庄園催徴の一形態」（『日本史研究』二三〇号）にもちこまれ、曾祢荘に乱入した郡司を安濃郡司とされている。（二八頁）以上は揚げ足とりであって、研究者間では、曾祢荘は一志郡、現三雲村久米から松阪市松崎浦町にかけての海上・陸上交通上の要衝に位置したことは周知のことかも知れないが、あえて一言する次第である。

② 『文化』一九一五号

③ 『鎌倉遺文』十五卷、一一八三六号

④ 『鎌倉遺文』には八卷、八三四二号として正嘉三（一二五九）

年正月日の日付によって所収されている文書である。しかし、こ

の文書は、「…可治定之旨、被下御奉書畢、構虚言之由申之…」の虫喰部分の前後は明らかに異なる内容であって、後半部分は八三四〇・四一号文書と関係し、前半は一一八三六号文書と関係する。従ってこの文書の前半部分は文永十二年前後のものと推定した。

⑤ 『鎌倉遺文』二一六一四号、神宮雜書。

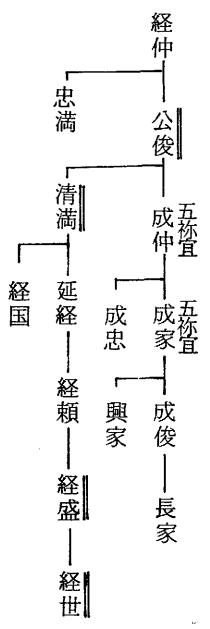
⑥ 『神鳳抄』については、西垣晴次氏「中世神宮領の構造」（和歌森太郎先生『古代・中世の社会と民俗文化』所収。）に委しく歴記念分析されている。

⑦ ここでいう「正御上分」、「小上分」の違いは明らかでないが、類似した例として員弁郡大井田御厨の場合、「正月一日年始最初御祈祷之神事大饗料米十石并年中諸節供用料米三石」と区別され、前者は大上分米、後者はまた「御贄小上分」ともいわれている（『氏経卿引付』六など。）

⑧ 『氏経卿引付』三

⑨ 西川順正氏「神宮神領資料」（『勢陽論叢』四号）所収による。

⑩ 関係者の系図は左の通りである。（『系図総覧』下）



章氏等が嫡家分を相続した経緯は不明。

⑪ 『大日本史料』六編二八卷所収。

⑫ 東京大学史料編纂所所蔵。

⑬ この相論は嘉暦三年まで続いている。（『醍醐寺文書』一卷二七三号）なお蛇足ではあるが同文書傍注に室町三位を雅春とし、宛先藤納言を三条実任と比定するのは誤り。

⑭ 『御教書案』、この文書については後述。

⑮ 師朝の女には冷泉相国西園寺公相の妻となった人物がいる。

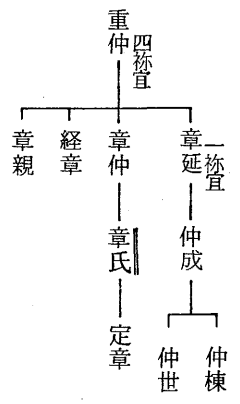
⑯ 『御教書案』

⑰ 『公卿補任』建武四年。

⑱ 『南部文書』五、所収。

⑲・⑳ 『御教書案』

㉑ とはいえ、中御門家の知行は決して安定したものではなかった。宗量（宣）は次章でみるごとく、大慈庵にこれを売却しているし、彼自身、長期にわたって勅勤の身であった。（『薩戒記』正長二年二月十三日条に、「或人曰、中御門前中納言、昨日参院、此人十余年依勅勤、蟄居、其間逐出家今有恩免云々」とある。応永三十年の將軍義持御教書案、『醍醐寺文書』六六六の九、に「大宮



局雑掌申：」とあるのはそのためか。しかしながら同三十一年には宗継に相続が許されている。同文書六六六の三。義持御判御教書案。ただし同文書が宗量と傍注するのは誤り。）その後、同文

書七八七、享徳年間の大館教氏書状案に、「伊勢国智積御厨と申在所之内ニ、私闕所拝領之由申候て、山中式部と申者、可入申風聞：（後略）」とみえ、この時は教氏は「不存知事」と述べているが、闕所処分を受けた人物がいたことは、長祿二年の年貢帳に

「小笠原方闕所」の注記があり、「氏経卿引付」康正三年の目安（注⑧文書）に「当時小笠原殿御代官号闕所有限上分米井口入米」無沙汰と雑掌光安が述べていることから明らかである。この被処分者が誰であるかは不明であるが、結果的に幕府権力の浸透が強まったことは疑いえない。また、その原因となった事由は明らかでないが、少なくとも康正二年以前、中御門家の所領が三分一に減じていたことが大慈庵との相論関係文書によってうかがえる。

② たえば、

永和二年五月十七日、幕府御教書案。

「軍勢等妨」（『御教書案』）

康暦元年十月十三日 幕府御教書案

「早退押領人等」（『醍醐寺文書』六六六の一、）

永徳二年十月十九日 義満御判御教書案

「依不慮之儀、于今違乱之由」、（『御教書案』）等々。

③ 同文書第一輯、武將書状編三九三、金沢貞顕書状に、

「勢州大日寺御願寺間事、為矢野伊賀入道奉行、令申候之処、去五日合評定、無相違被成下御教書候、……浄実御房定喜悦候乎」とある。

②④ 同文書、第四輯、僧侶書状編上、一六九一、真如書状に、

（祿名寺）

今は貴寺より十結候上、智積年貢等□、又、信州禅門も毎年如

形、可扶持申□、被仰候……（後略）

とあり、智積御厨から年貢収入があったことがうかがわれる。

②⑤ 『御教書案』

②⑥ 『御教書案』

②⑦ 『大日本史料』七編七卷所収。『三寶院文書』

②⑧ 『醍醐寺文書』六六六。

②⑨ 『醍醐寺文書』二八三の五。

③① 『醍醐寺文書』六六六、紙背（一）

③② 『蔭涼軒日録』文明十八年七月十五日条。

③③ 『醍醐寺文書』六六六の一三

③④ 『醍醐寺文書』二八三の三

③⑤ 注②でふれたが、小笠原氏のような奉公人が知行地を与えられている。明証はもとよりのないが、奉公人―蔭涼軒―大慈庵というつながりが存在したのではないか。

③⑥ 『醍醐寺文書』二八三の二。

③⑦ 『御湯殿上日記』文明十八年五月十九日条に、「松の木ち行につきて、ちよくさい申さるゝ、しさいなくおほしめす」とあるのは

この訴訟と関係あるう。

